

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年3月

長 崎 県

はじめに

1 本県の協同農業普及事業(以下「普及事業」という。)は、昭和23年に発足して以来、多くの離島、半島からなる県土の中で、それぞれの地域においてその特性を生かした多様で生産性の高い農業経営の実現や、新規就農者等担い手の確保・育成に大きな役割を果たしてきた。しかし、本県の農業・農村を取り巻く状況は、人口減少と加速化する高齢化、不安定な国際情勢による生産資材・肥料価格の高止まり、激甚化する自然災害や気候変動等による栽培環境の変化、環境や生物多様性等への対応などの課題を抱えている。農業産出額は平成25年から10年間で146億円(10.1%)増加しているが、全国の伸び率(12.1%)を下回っており、今後、産地の縮小や農山村集落機能の維持が危惧されている。

このような中、今後とも普及指導員の活動において、スペシャリスト機能とコーディネート役を担うことによる産地のプロデュース機能を併せて発揮し、地域を俯瞰しつつ農業で儲かる担い手の確保・育成、農業者の所得向上及び農業の持続的な発展や農山村の振興に向け、生産・流通面等における革新を総合的に支援する必要がある。

2 一方、国においては、令和6年の「食料・農業・農村基本法」改正に伴い「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月に閣議決定され、基本理念として「食料安全保障の確保」、「農業の持続的発展」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農村の振興」が定められている。

また、「農業改良助長法」に基づき、令和7年4月には新たな「協同農業普及事業の運営に関する指針」が告示され、急激に変化する農業構造に対応するため、基本的な課題に対応した取組の推進方向や、これからの普及指導活動の展開方向として、農業者に対する支援の充実・強化、食料システム関係者等との連携強化などが示された。

3 本県においては、10年後の農林業・農山村の目指す姿を描きながら、今後5年間の施策の方向性を示した「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」を策定し、「意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成」、「生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成」、「賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくり」を3つの柱として施策を展開し、「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現」を目指すこととしている。

4 農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターは、協同農業普及事業を実施する普及指導員を配置した各振興局の地域普及課及び農業振興普及課、農業イノベーション推進室技術普及・高度化支援班とする。

5 支援対象は、認定農業者を主体に新規就農者、青年・女性農業者、産地強化を目指す生産組織や、農山村の活性化を目指す集落、営農組織など重点化し、効果的かつ効率的な普及指導活動に取り組む。

6 このため、今後概ね5年間における普及事業の基本的な方向及び活動内容を示す「協同農業普及事業の実施に関する方針」(以下「実施方針」という。)をここに定める。

目 次

第1	普及指導活動の課題と展開	1
1	意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成	1
2	生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成	2
3	賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくり	4
第2	普及指導活動の方法に関する事項	4
1	基本的な課題に対応した取組の推進方向	4
2	普及指導活動の効果的かつ効率的な実施	6
3	普及指導計画の策定と評価	8
4	調査研究の実施及びその成果の活用	9
第3	普及指導員の配置に関する基本的事項	9
1	普及指導員の配置	9
2	農業革新支援専門員の配置	10
第4	普及指導員の資質の向上に関する事項	11
1	人材育成計画	11
2	向上を図るべき資質	11
3	資質向上の方法	11
第5	普及指導センター等の運営	14
1	普及指導センターの運営	14
2	農業革新支援センターの運営	15
第6	農業者研修教育施設における研修教育の充実強化	15
1	学生への研修教育の充実強化等	15
2	学生への就農支援の取組等	16
3	農業高校等の生徒への研修機会の提供等	16
4	農業大学校の学生以外の就農希望者に対する研修機会の提供及び研修の補完等	16
5	新規就農者等に対する研修機会の提供	17
6	先進的な農業者等による外部評価の実施	17
第7	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	17
1	農業に関する教育への協力	17
2	SDGs（持続可能な開発目標）への対応	17

第1 普及指導活動の課題と展開

「食料・農業・農村基本計画」、「長崎県総合計画みんなの未来図2030」、「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づく施策を的確に行う上で必要となる技術・経営指導を実施するため、次の課題を掲げ、普及指導活動を展開する。

1 意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成

経営力向上による収益性改善と、儲かる農業の実践により、若者の就農・定着を促進し、チャレンジ意欲あふれる経営体を育成する。

(1) 次代を担う農業人材の確保・育成

担い手を地域に呼び込み定着させる組織的な取組の推進

就農・就業希望者の受け入れについて、新規就農相談センターと連携することで就農・就業相談に対応していく。加えて、産地の担い手確保に向けた行動計画(産地計画)の作成など、産地自らが就農希望者を呼び込む取組(産地主導型就農ルート)や、トレーニングファームや園芸団地の整備を推進する。あわせて、各JA等の研修機関と連携した就農希望者の受入、就農準備資金・経営開始資金・雇用就農資金の活用を推進し、就農・就業にかかる初期負担の軽減を図り、円滑な就農・就業を支援する。また、就農後の栽培・飼養管理技術、経営管理などのアドバイス・指導等のフォローアップ支援により、担い手の定着を図る。

若い世代に対しては、農業大学校、農業高校と連携し、「快適で儲かる農業」を実践している優良事例や、地域の魅力・支援制度を発信し、就農・就業意欲を高める取組を推進する。

地域の農業を支える青年農業者や女性農業者の育成

青年農業者グループの主体的な活動を支援し、地域農業の担い手として育成するとともに、農業士と連携することにより、新規就農者や青年農業者の資質向上を図る。

女性農業者の経営参画や地域での活躍を促進するため、関係者の意識啓発やスマート農業等の技術・知識を習得する研修会を開催し、女性農業者が能力を発揮できる環境を整え、地域のリーダーを育成する。

(2) 儲かる農業経営体の育成

認定農業者の所得向上に向けた経営力の強化

新たに農業所得1,000万円を目指す経営体を育成するため、農業所得400~600万円規模の認定農業者や認定新規就農者を中心に個別支援、農業経営改善計画達成に向けた各種研修会の開催、経営相談・経営分析等の支援を行う。

農業経営の法人化、経営継承による農業経営体の安定化を図るため、専門家(税理士、中小企業診断士等)を活用した伴走支援を行う。特に、円滑な経営継承に向けて、対象者のリスト化、個別面談による継承計画の作成、マッチング支援等を行う。

スマート農業、農作業のアウトソーシング等による労力支援を推進することで、農業経営体の規模拡大や単価・単収向上につなげるとともに、高齢や後継者不在等の理由により離農を検討する農業経営体のサポートを行う。

地域農業や産地を維持するため、関係機関と一体となって認定農業者等の担い手確保に取り組むとともに、意欲のある企業等の農業参入を支援する。

近年頻発する自然災害に備えるため、異常気象にも対応可能な品種の選定や栽培技術の導入、農業経営収入保険等セーフティネットの加入を含めた経営の安定化に向けた取組を推進する。

国内外の多様な人材や農業支援サービスによる労働力の確保

市町や農協と構成する地域雇用労力支援協議会を通じ、地域や産地の労力確保状況に応じて、既存システムの強化・改善を進め、国内外の多様な人材の活用を支援する。

具体的には、農業サービス事業者と連携し特定技能外国人材の派遣等を推進するとともに、地域の特定技能外国人受入連絡協議会を通じて、各機関での情報共有を図りながら、外国人材が地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する。

また、ドローン防除等請負作業を行う農業サービス事業者の活用を推進し、農業経営体の規模拡大や高齢・後継者不在等による労力不足をサポートするとともに、地域や産地の状況に応じた労力支援組織の新たな設立を進めるなど、労力支援組織の事務作業のDX化による作業効率化を支援し、持続的な体制作りに取り組む。

農福連携については、福祉事業所と農業者等を対象とした研修会や作業体験会を通じて農業・福祉の現場をつなぎ連携できる環境づくりを支援する。

2 生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成

農地や集出荷施設等の生産基盤整備やスマート技術の導入による生産性向上、気候変動対策による安定生産を支援するとともに、農畜産物の付加価値向上や、輸出など国内外への販路拡大を推進し、産地計画を基軸とした生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成に取り組む。

(1) 環境変化に強く生産性の高い産地づくりの推進

スマート農業等の新技術導入や生産体系の改善による生産性の向上

水稻では高温耐性品種の導入を拡大するとともに、生産量の維持を図るため、省力・低コスト技術やスマート技術の導入・普及拡大など、将来を見据えた栽培技術を推進する。

麦大豆では収量、品質の向上を図るため、排水対策等基本技術の徹底及び、新技術導入や新品種への転換を推進する。

野菜では農地基盤整備並びにスマート技術の積極的導入、地域計画に基づく農地・施設の流動化・集積等により生産性を高めることで、担い手の規模拡大を促進し、労力不足には省力化機械の導入・活用、作業の外部化等の取組を推進する。

また、気候変動に対応した栽培技術の改善や新たな品種等の導入の検討など、外部環境の変化に対応することで持続的に発展する産地づくりを推進する。

果樹では、産地の維持・拡大とブランド力の更なる強化を図るため、担い手への樹園地継承、樹園地基盤整備と集積・集約、優良品種への改植、省力・整列樹形、スマート技術、気候変動に対応した技術導入を推進する。

花きでは、安定生産および収益性向上のために、環境制御技術、夏場の酷暑対策機器・資材や省力機器の導入を進めるとともに、労力支援を推進する。

茶では、生産農家や農業団体、市場、流通事業者などの関係者との連携強化により、輸出拡大に向けた生産・供給体制を整備し、海外需要が高まっている抹茶等への転換や品質向上の取組並びにPRイベントの開催によりブランド化を推進する。

スマート畜産等の推進による生産性の向上

畜産クラスター計画等に基づき、産地と一体となった担い手の確保、飼養管理施設整備や機械導入への支援、放牧や自給飼料生産への支援により、持続的で次世代に継承可能な生産基盤の維持・強化の取組を推進する。

あわせて、畜産経営における所得向上及び経営リスクの軽減を図るため、ICTなどの先端技術等を活用した労力軽減、分娩間隔の短縮や事故率の低減、放牧、自給飼料生産の拡大を推進する。

また、家畜糞尿処理技術支援や堆肥の有効活用、流通促進など地域環境に配慮した畜産経営の推進に加え、暑熱対策の推進により生産性や繁殖成績の低下等の被害防止を図る。

農業のグリーン化の推進と地域課題に即した技術導入

担い手組織や生産部会、環境保全型農業の志向者に対し、農業のグリーン化の推進や取組計画の作成支援に加え、技術力向上に向けた研修会の開催や個別指導、化学肥料・農薬・燃油の低減に資する資機材の導入、経営拡大に向けた施設整備等への支援等を行うことで、ながさきグリーンファーマーの確保・育成を図る。

有機農業を地域ぐるみで推進するモデル地区（オーガニックビレッジ）に対し、有機農業の実施計画に基づく新品目・新技術の導入等生産から消費まで一貫した取組を支援する。

あわせて、有機栽培・特別栽培の取組拡大に向け、環境保全型農業直接支払交付金や認証制度の推進を図るとともに、国等において科学的根拠をもって開発された化学肥料・化学農薬低減技術や省力化技術実証等により技術体系として確立し、産地への技術導入を支援する。

また、グリーン農産物の付加価値向上や販路拡大を図るため、認証制度の活用や生産者組織等が行う消費者の理解醸成・PR活動や消費者との交流活動等を支援する。

(2) 収益向上を支える生産基盤の整備

産地を支える農地等生産基盤整備の強化

地域計画の実現に向け、担い手への農地集積・集約化を図るため、市町、農業委員会等の関係機関と連携し、農地・施設等生産基盤の整備を推進するとともに地域の基幹的施設である農産物集出荷施設等の整備や、再編整備を推進する。

担い手への農地集積の加速化

地域計画の実現に向け、市町、農業委員会等関係機関と一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手への農地集積・集約化を推進する。

(3) 農産物の流通及び販売力の強化

本県農産物の価値を活かした国内外の流通販売対策の強化

実需者や市場ニーズ等の国内需要の変化への対応や生産、製造・加工、流通、消費に至るまでのバリューチェーンの構築を推進する。また、関係団体や流通事業者と連携して輸出先国の規制やニーズに対応し

た産地づくりを推進する。

3 賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくり

農地や里山の保全、強靱化により農山村のもつ機能が適正に維持され、都市との交流など地域ビジネスの拡大による所得の向上により、賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくりに取り組む。

(1) 集落機能の発揮に必要な資源保全活動の展開

農山村集落の持つ多面的機能の維持・発揮

地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動等への支援を行うとともに、草刈り・水路管理などの資源保全活動のアウトソーシング化を推進する。

また、集落営農法人・組織の後継者の確保や組織間の連携を推進する。

あわせて、利用可能な荒廃農地については、遊休農地解消対策事業や簡易な基盤整備事業の活用等を推進し、再生利用を図る。

有害鳥獣被害の防止に向けた対策の実践

鳥獣被害を防止するため、集落ぐるみで「防護・棲み分け・捕獲」の3対策を推進するとともに、鳥獣被害対策に係る人材の確保・育成に取り組む。

また、ICT等スマート技術を活用した被害防止対策を推進する。

(2) 集落全体の所得を向上させる地域ビジネスの拡大

農山村集落の所得向上につながる交流人口の拡大

直売所などを通じた交流人口の拡大による地域ビジネスの振興を目指し、農産物直売所が地域活性化の拠点となるよう、研修会や現地指導を通じた人材育成、品揃え確保のための多様な担い手の参画促進、地域資源を活かした産品づくりやストーリー性のある商品開発等の取組を支援する。

第2 普及指導活動の方法に関する事項

1 基本的な課題に対応した取組の推進方向

(1) 担い手の確保・育成に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

普及指導員は、関係機関と連携し、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農及び定着促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営安定等の支援及び新規就農者の法人での円滑な雇用就農を推進する。

また、新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、技術指導や経営指導の観点から就農前後にわたる一貫した支援を行うとともに、県が主体となって整備する就農及び経営のサポート体制に参画し、専門家等と連携した法人化・経営継承などの課題への経営支援に取り組む。

さらに、女性の農業経営等への参画を促すための技術及び知識の習得機会の確保や、農業分野における外国人材の円滑な受入れを促すため、雇用主となる農業者に対して適切な労務管理の実施等の支援に

取り組む。

(2) 農業支援サービスの活用の促進

普及指導員と農業革新支援専門員は、農業者における生産性の向上、経営改善の観点から、専門作業の受託、農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、農作業工程の整理や経営分析等を行う農業支援サービスの活用を推進する。

農業支援サービス事業者に対しては、地域農業の課題や潜在的なものを含めた作業受託ニーズ等に係る情報の提供を図るものとする。また、農業者や産地に対しては、地域で活用可能な農業支援サービスや、その活用を通じて生産コストを低減する経営手法等に関する情報の提供等のほか、事業者と農業者や産地とのマッチング機会の拡大に資する取組を推進する。

また、特にスマート農業技術の普及に当たっては、農業機械の導入コスト、高度な専門知識の習得等が課題となる場合があることから、普及対象となる農業者における農業経営の状況に応じて、専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用を検討するよう働きかける。

(3) スマート農業技術の活用及びスマート農業技術と併せて行う新たな生産方式の導入促進

振興局(普及指導センター)は、スマート農業に関する相談窓口を設置するとともに、実演会や研修会等を通じて、ロボット・AI・IoT等を活用した自動化などの先端技術やデータを活用した新たな技術体系の普及を図る。

また、中山間地域が多い本県の地域特性に合った技術を普及するため、普及指導員と農業革新支援専門員は、試験研究機関や民間企業、大学等と連携し、現地での技術の実証や導入効果を検証するなど、多くの農業者がスマート農業技術を利用できるよう実用性の高い技術を確立し、農産物の新たな生産方式の導入に向けた取組を推進する。

(4) みどりの食料システム戦略の推進

普及指導員は、気候変動や生物多様性の保全等の対応に当たって、農業者の経営に配慮しながら、科学的根拠に基づき実証された有機農業を含む環境保全型農業、総合防除(IPM)に加え、品種や品目の転換を含めた高温等の影響を回避・軽減する適応技術の普及等に取り組む。

(5) マーケットインの生産体制及びバリューチェーンの構築

国内における加工・業務用需要や、海外向けの需要が拡大傾向で推移している中、有機農産物等の環境負荷低減に資する農産物の消費拡大や、本県農産物に対する消費者の認知度向上に向け、普及指導員は関係者等との連携の下、産地における労働力等、農業者や農村の実態や要望等も踏まえながら、品種・栽培方法の選定や技術指導等を行うとともに、流通・販売業者との連携強化を行うことで、マーケットインの生産体制及びバリューチェーンの構築を推進する。

(6) 農畜産物の輸出の促進

普及指導員は、農業協同組合等の関係機関等と連携し、農業者にとって収益性の高い自立的な輸出生産基盤の確立を支援する。

(7)農村の振興に資する取組の推進

普及指導員は、地域の関係機関と連携して、食料の安定供給(国内資源の肥料利用の拡大、国産飼料の生産・利用の拡大等を含む。)や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動(地域農業で求められる技術革新の推進、地域の合意形成、新規就農者の育成・確保、女性農業者の活躍推進、農山村集落の資源保全活動の支援、直売所・農泊等の地域ビジネスの推進、鳥獣被害防止対策、地球温暖化対策、自然災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保、農福連携の推進等に対する支援等生産現場から求められている活動)のほか、地域コミュニティの維持・強化等、地域ごとに異なる農村の課題解決を支援する。

さらに、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、地域に応じて、他産業従事者、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の活用が促進されるよう支援する。

(8)その他取組の推進方向

農作業安全対策の推進

農業の持続的な発展を図る前提として、農業者の安全意識の向上等を通じて農作業安全対策の推進を図るため、市町、農業団体、農業資材販売店等との連携の下、農業者に対する研修体制の整備を図るとともに広く農業者の研修への参加を促し、農林水産省が提供する研修資材、県内において発生した事故事例に係る情報等を活用した農作業安全に関する研修を実施する。

このほか、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査の合格機の使用、国際水準GAPの取組、農薬の適正使用、労災保険の活用等の取組を推進する。

大規模自然災害等への対応の推進

地震や豪雨等の自然災害に対する備えとして、農林水産省が策定・公表した「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」の活用、「農業版BCP(事業継続計画)」の策定等を推進する。また、台風、大雪等による被害の発生が予想される場合は、農林水産省が通知する技術指導に係る情報等も参考に、農業者や関係者に対して必要な指導・助言を行う。さらに、自然災害等によって農業被害が発生した場合は、市町村、農業団体など関係機関とも連携しつつ、各種支援措置に関する情報提供等を含め、早期の復旧や営農再開に向けた支援を行う。

2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

(1)農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来の職務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。

また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、携帯端末機器等のICTを活用した普及指導活動を推進する。農業者や関係者に対して行う幅広くかつ迅速な情報発信に当たっては、SNSを含むICTの有効性も踏まえ、農業者等が情報を受け取りやすい方法を選ぶものとする。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関等への情報発信を効果的かつ効率的に行う。

また、地域の関係者が地域農業の将来の在り方を定める地域計画の実現や見直しに向けた協議が円滑に進むよう、話し合いのコーディネーター役を担うなど必要な支援を行う。

(2) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

普及指導員は、農業士や普及指導協力委員等先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密に図り、普及指導計画の策定や、新規就農者の確保・育成、高度・先進的技術の普及、地域モデルの育成、スマート農業や有機農業の推進等について、先進的な農業者等との連携を図る。その際は、農業者等有する知的財産の保全に留意する。

また、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、経営発展のみならず地域振興に資する施策情報の提供等を積極的に行いつつ、地域農業・農村を振興するための取組への参画を求めると、普及指導計画の策定と評価の際に意見を求めること等、パートナーシップの構築のため積極的に働きかける。

さらに、普及手法を有する人材の協力も得ながら、農村地域の活性化に向けた取組を行う。

(3) 市町、農業委員会等との連携

地域農業や農村集落の発展に向けた取組を進めるため、市町（農林関係部署、地域振興関係部署等）、農業委員会、金融機関等の地域の関係機関及び振興局内の各部署（地域づくり、農村整備、林務、保健関係等）との更なる連携強化に努める。

(4) 農業協同組合との役割分担・連携

農業・農村の課題が多様化している中で、営農指導や農産物の流通等を担う農業協同組合との連携強化は重要である。

このため、普及指導活動は活動業務および対象を明確にしたうえで、各機関の役割分担についての合意形成の場を設け、営農指導員と普及指導員それぞれが特性を活かした活動を展開するとともに、試験研究成果等に関する情報提供、営農指導員の技術水準向上のための研修等、農業協同組合の指導事業に対する支援、協力活動を行う。

(5) 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

本県の人口減少や高齢化に伴い、地域農業の発展や農村の振興に向けた課題解決を図るためには、行政機関、研究機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関に加え、生産資材関係事業者、食品等事業者、消費者等食料システム関係者が有機的に連携することが重要となる。

このため、普及指導員はこれらの多様な関係者・関係機関間のコーディネート役を担うことで産地のプロデュース機能を発揮するとともに、連携と協力を促進するための機会の創出等に向けた取組を推進する。

農業革新支援専門員は、これらの活動が活発に行われるよう活動状況等を把握した上で、活動の促進に向けた関係機関間の協力関係づくりや技術的な助言等の支援を行う。

(6) 試験研究機関との連携強化

県の試験研究機関との連携については、普及指導活動における現場課題を反映した試験研究課題の設定、現地実証試験の共同実施、研究成果の現地への的確かつ迅速な普及とその効果の評価など、効果的な課題解決に向け密接な連携を図る。研究成果を生産現場へ普及する際には、育成者権等の知的財産権の保護や産地外への開示を希望しない技術情報等の流出防止策が現場で着実に実施されるよう、指導・助言を行う。

また、農業革新支援専門員等は、国の試験研究機関等との連携にあたり研究開発の企画段階から、現

場の課題や技術について改善を要する点等を伝えることにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすよう努めるとともに、国等の試験研究機関が生産現場で実施する実証試験や技術指導に積極的に参加し、最新の技術動向等について知見を得るように努める。

(7) 教育機関等との連携

農業大学校生に対する講義や農家研修の実施等を通じ、担い手の確保・育成に努める。

また、農業高校等の生徒の就農意向等の情報共有を図り、協働して、就農希望者等の就農に向けて支援を行うものとする。

(8) 都道府県間の連携

農業革新支援専門員は、広域的な課題に対応して横断的な検討及び解決を図るため、課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力等を行うものとする。

3 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及指導計画の策定

地域の農業・農村の現状、「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」の推進上の課題、農業者や関係機関のニーズ等を踏まえ普及指導計画を策定し、計画的な活動で課題を解決することで農業所得の安定確保及び農山村活性化を目的とした普及指導活動を展開する。

普及指導計画は、5年後を目標とする「普及指導基本計画」とそれに基づく「年度普及指導計画」を策定する。

計画内容は、基本課題、緊急課題を設定し、目標達成型の計画とし、関係機関、指導・支援対象との合意のもと目標達成活動に取り組む。計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組の必要性や緊急性が高いものに重点化する。対象は、認定農業者等の経営改善に意欲的な農業者、法人化や連携・統合を目指す集落営農組織、認定新規就農者を始めとした将来の担い手となる新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者、新たに農業参入した法人、活性化を目指す農山村集落等を選定する。

なお、近年の高度化する課題解決にあたっては、農業革新支援専門員とも十分調整のうえ計画を策定する。特に重要な食料システム関係者等の多様な関係者との連携を要するもの等の課題については、農業革新支援専門員が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を普及事項に定め、普及指導員と連携して当該普及事項に基づく活動に取り組む。

(2) 普及指導活動の評価

成果目標達成型の効果的な普及指導活動を行うため、毎年度、内部及び外部の評価を実施し、結果を踏まえて期中の進捗管理と軌道修正、次年度以降の普及指導計画の改善などを行うものとする。

また、普及指導員の普及指導計画の進捗管理については農業革新支援専門員とも調整のうえ実施する。

内部評価

普及指導計画について中間評価と年度総合評価を実施するとともに、普及指導活動の対象である「農

業者」からの評価も取り入れるものとする。

外部評価

効果的な普及指導活動の展開のためには、第三者の理解や幅広い視点での助言、成果のPR、活動内容の理解促進が重要であるため、農政課は別に定める「長崎県普及指導活動外部評価実施要領」に基づき外部評価を実施するものとする。また評価結果および普及指導計画への反映状況等については、ホームページ等で公表するものとする。

(3)重点プロジェクト計画の策定

重点プロジェクト計画は、農業革新支援専門員が主体となり、農業イノベーション推進室技術普及・高度化支援班等に集積した技術・情報を活用し、地域農業の現状と課題を踏まえ、普及指導員と連携して策定し、振興局普及指導計画の基本課題の普及事項に定めて実施するものとする。

重点プロジェクト計画には、3～5年後の目標、具体的活動内容、関係機関との連携内容、普及指導活動の体制を含むこととし、食料システム関係者等多様な関係者との連携により高い効果が得られることが期待されるものを基本として設定する。

4 調査研究の実施及びその成果の活用

産地や地域の抱える課題の実態把握や農業に関する高度な技術、当該技術に関する知識の組み立てによる実証等の調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用する。

また、新技術の生産現場における適応性等の普及指導活動の成果等については情報発信に努める。

なお、調査研究の実施に当たっては、普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に資するものとし、調査研究の成果発表や、共通課題の検討、情報交換等を積極的に行う。

第3 普及指導員の配置に関する基本的事項

「食料・農業・農村基本計画」や「長崎県総合計画みんなの未来図2030」、「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」が示す方向に沿って本県農業、農村の振興を図っていくためには、普及活動の積極的な展開が重要であり、地域の実情に応じた普及指導員の適切な配置と普及指導水準の向上に努めていく。

また、普及指導員に求められる役割を果たすため、普及指導活動への理解醸成や社会的認知度の向上等を通じて新卒者等を確保するとともに、経験豊富な普及指導員の再雇用により人材を確保し、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応する。

1 普及指導員の配置

(1)振興局に配置する普及指導員

普及指導員には、農業者に対する高度な技術や知識の伝達及び経営改善等に関する支援など地域に密着した普及指導とともに、農業分野のみにとらわれることなく、大学、企業、NPO等との連携強化による課題の解決、地域課題の調査研究、農業者や県民に対する情報の発信等が求められている。

これらを迅速かつ的確に推進していくために、各振興局に普及指導員を配置するものとする。その際の人員配置については、離島・中山間地域を多く抱える本県農業の実態、農村の特性及び農業振興方向など各振興局の管内で異なることを考慮して、地域に応じた適切な人員配置に努める。

(2) 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保

普及指導員の任用資格の取得を目指す職員を振興局に配置し、その職員に対し、トレーナー制での普及指導員の指導の下で普及指導に従事させることを通じて、現場での課題抽出から解決までの能力等の向上を図る。

2 農業革新支援専門員の配置

(1) 農業革新支援専門員の配置の考え方及びその業務内容

高度な専門性を有し、研究機関・教育機関・行政機関、食料システム関係者等との連携の企画調整や研究開発への参画、専門技術の高度化及び政策課題への対応、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、振興局に配置する普及指導員と連携して先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談・支援対応、普及指導員の資質向上を図る指導を担う農業革新支援専門員を配置する。

(2) 農業革新支援専門員の担当分野

農業革新支援専門員の担当分野は、国が定める12分野と県が定める1分野(2小分類)とする。

土地利用型作物(水田利用)

園芸(野菜、果樹、花き)

畜産

農業生産工程管理(GAP)

農作業安全

総合防除(IPM)

持続可能な農業

鳥獣被害防止対策

担い手育成(就農、経営)

自然災害対策

スマート農業

普及指導方法

県が定める分野(茶、集落営農)

(3) 農業革新支援専門員の選任等

農業革新支援専門員には、鳥獣被害防止対策担当は農山村振興課鳥獣対策班、担い手育成(就農)担当は農業経営課就農支援班、その他の分野は農業イノベーション推進室の普及指導員資格を有する者から選任する。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員には、求められる役割を十分に発揮しつつ、普及指導活動の基本的な課題に的確に対応し、高度かつ先進的な技術をはじめ地域農業のコーディネート等の総合的な支援活動を行う能力が必要である。

このため、普及指導員の自己研鑽を助長し、効果的な体系に基づいた研修を計画的に実施し、農業者の課題に応じた適切な支援能力を持つ普及指導員の育成を図る。

1 人材育成計画

普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるためには、農業経営に関する高度かつ先進的な技術・知識並びに普及指導活動の手法等の能力を有する人材の育成が必要である。

このため、普及指導員等が目指すべき人材像、および各発展段階において求められる資質・能力を明確にするとともに、普及指導員等の人材育成の取組方針、推進体制等を定める「長崎県普及指導員人材育成計画」を策定するものとする。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、スマート農業、気候変動への対応、有機農業を含む環境保全型農業等主要な農業技術、規模拡大や法人化等に要する農業経営及び農業・食品分野における知的財産保護・活用に関する高度な知識並びに効果的に普及指導活動を展開するためのファシリテーション等の能力(新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る能力、食料システム関係者等地域内外の幅広い関係者と連携を構築する能力、地域農業・農村について実態や要望に基づいた将来展望の戦略を立案する能力等)については、普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な向上を図るものである。

3 資質向上の方法

普及指導員は、試験研究機関、先進的な農業者、食料システム関係者、関係機関など多様な関係者・関係機関からの積極的な情報収集や、調査研究、自発的な能力向上の取組等により、幅広い専門的な知識及び技術を習得するよう努めるものとする。

普及指導員に対する研修の実施については、職務経験並びに技術及び知識の習得状況に応じた研修計画を策定する。

(1) 研修の基本的考え方

普及指導員の研修は、効果的な普及指導活動を行うために必要な専門技術の高度化や課題解決能力の強化と早期定着を目的として、制度研修やOJTの充実等により個々の指導能力を高め、普及指導員全体の資質向上を図るために実施する。

(2) 研修目標

県及び国が実施する研修の活用やOJTの充実により、技術指導能力や課題解決能力を普及指導活動において十分に発揮し、常に農業者の高度で多様なニーズに応える普及指導員を育成することを目標とする。

(3) 研修の方法

集合研修やOJT、派遣研修等を実施する。また、実施に当たっては、経験豊富な普及指導員の実践的な内容が盛り込まれたものとともに、e-ラーニングや、ICTを活用したオンライン研修、テキスト・動画教材による予習及び復習など、各方法の特性を効果的に活用する。

また、県の新行政推進室が開催する各種研修も積極的に活用する。

(4) 研修体系

農政課は任用後の経験年数、担当業務等に応じ、年度毎の研修計画及び振興局で実施する職場研修、自己啓発研修を体系化して、計画的に実施する。

特に、技術習得に関する研修の計画作成及び実施については、農業革新支援専門員が中心となって進めることとする。

(5) 研修内容

振興局(普及指導センター)段階の研修

ア 職場研修

- 一 普及指導計画等の課題に対し、効果的な活動を実施するためケーススタディ等を取り入れた普及指導活動方法の研修
- 二 普及指導に関する実務経験のない新任期普及職員に対して、課長、グループ長等を含めたOJTチーム体制により、普及指導活動及び技術に関するトレーナーと新任者が協議して研修目標を立て、技術の習得状況に応じた指導を行なうなど日常の普及活動の中で実践的な指導力を高めるトレーナー制による育成研修
- 三 解決すべき課題等に対し各自がテーマを設けて自主的に行う自己啓発研修
- 四 職場研修に関する実施要領は別途定める。

イ 農家派遣研修

- 一 農家に宿泊し、農作業をともにしながら農業技術、農業経営、農家生活、地域活動等体験を通じて学習する。
- 二 農家派遣研修に関する実施要領は別途定める。

県段階の研修

ア 新任者研修

普及指導に関する実務経験のない新任期普及職員に対して、普及事業の概要、普及指導活動方法、技術課題、県の農政課題等に関する集合研修を実施する。

イ 新任期育成強化研修

新任期普及職員の能力向上を図るため、新任期普及職員を対象に普及指導計画の企画立案等研修を実施する。

ウ 専門技術研修

専門技術の基礎または高度な知識、技術の向上を図るために必要な研修を実施する。

エ 普及課題解決研修

農政課題を考慮した普及事業の推進方向、地域課題の解決や地域農業の活性化手法など普及指導活動を効果的、効率的に推進する上で必要な能力向上研修を実施する。

オ OJT体制強化研修

新任期普及職員を指導するトレーナー等を対象としたOJT等の手法に関する研修を実施する。

国段階の研修

ア 階層別研修

普及指導員等の段階に応じた資質向上に向けて、新任の普及指導員や農業革新支援専門員を対象とした研修を実施する。

イ 行政ニーズ対応研修

農政上の重要課題に対応するため、各課題について中心的役割を担う普及指導員を対象とした研修を実施する。

ウ コーディネート力・実務能力習得研修

現場の課題解決や人材育成手法のスキル向上のため、普及指導員や農業革新支援専門員を対象とした研修を実施する。

(6) 研修の運営

実施及び評価

専門技術に関わる研修は農業革新支援専門員が、技術以外に関わる研修は農政課研究・普及班が関係組織と調整のうえ実施する。また、研修評価は農業革新支援専門員と農政課研究・普及班で行ない、その結果を次年度の研修計画に反映させる。

受講履歴の管理

農政課は普及指導員の受講履歴を一括管理する。

(7) 多様な人材・機関との連携

研修計画の策定及び研修の実施に当たっては、幅広い専門的な知識及び技術を習得できるよう、先進的な経営を実践している農業者、試験研究機関、マーケティング、経営、GAP、有機農業を含む環境保全型農業、ICT、知的財産管理等に長けた民間企業や野生鳥獣の保護管理等に長けた多様な人材・機関と連携する。

(8) 早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上

普及組織において、20代から30代の普及指導活動経験の少ない普及職員が増加していることに加え、退職を迎える50代から60代の割合が高いことから、今後急速な世代交代が見込まれており、現場において即戦力として活躍できる人材の早期育成が必要である。このため課長、グループ長、トレーナー等を中心に構成したOJTチームによる指導計画の策定、技術指導、助言、技術習得確認など所属ぐるみで計画的かつ継続的なトレーナー制による指導を行い、当該職員の早期育成と資質向上を図る。農業革新支援専門員は育成体制を総括するとともに、振興局に対し助言・支援を行う。

(9) その他の資質向上に係る取組

普及指導活動に資する資格の取得や有機農業指導員の育成など国が行う支援策の活用等、普及指導員の継続的かつ自主的な研鑽の取組を後押しするとともに、普及指導活動事例の発表等の機会を設け、知識やプレゼンテーション力の向上を図る。

第5 普及指導センター等の運営

令和8年度から、「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」で明確化された課題に迅速かつ効率的に取り組める体制を整備する。また、県は普及指導員の本来の職務である直接農業者に接して行う支援活動のために十分な時間が確保されるよう、適切な業務管理について配慮する。

1 普及指導センターの運営

(1) 普及指導活動の体制整備

農業者の高度で多様なニーズに対し、現場に密着した専門的な技術・経営指導や地域農業のコーディネート活動を展開するため、普及指導員を県央振興局・島原振興局・県北振興局・五島振興局・壱岐振興局・対馬振興局の6カ所及び県央振興局に2カ所の事務所、五島振興局に1カ所の駐在に配置する。

また、各振興局に置く普及指導活動の体制は、地域普及課及び農業振興普及課とする。

なお、人事異動等によって普及指導員が培った普及指導に係る情報が途絶えないよう、必要に応じてICTも活用しつつ、情報の継承体制の構築を図る。

(2) 農業技術及び農業経営に関するハブ機関としての機能の発揮

各振興局(普及指導センター)では、農業革新支援専門員の協力を得ながら農業者等からのスマート農業、気候変動への対応や有機農業を始めとしたみどりの食料システム戦略の推進等に資する農業技術及び農業経営に関する情報を収集・整理するとともに、収集した情報や支援を通じて得られた知見・情報を含め、各振興局(普及指導センター)との共有を図る。これを通じて、振興局(普及指導センター)は、これらの情報発信機能を担うとともに、農業者を始め、食料システム関係者・関係機関、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関をつなぐハブ機関としての機能を果たすものとする。

なお、データの活用にあたっては、取得したデータの管理や取扱いに十分に留意しつつ、普及組織の内外的なデータ共有・連携体制の構築に努める。

(3) 退職者等との協力関係の構築

普及指導員や農業高校教員、試験研究機関研究員等の退職者のほか、マーケティングや経営、農業生産工程管理(GAP)、ICT、有機農業を含む環境保全型農業、総合防除(IPM)等の専門家について積極的に協力関係を構築する。

2 農業革新支援センターの運営

(1) 農業革新支援センターの体制整備

農業革新支援センターは、農業革新支援専門員の所属する組織のネットワークとし、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応や、国や試験研究機関、民間企業、他の都道府県とのネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約・整理等により、各振興局(普及指導センター)の普及指導員の活動を支援する。

農業革新支援専門員は、新技術導入等、生産性向上に向けた各種施策の迅速かつ効果的な推進のための政策提案機能や各種調整機能、並びに県全域に高度な技術支援を行う。また、専門事項並びに普及指導活動の技術及び方法を総括し、総合的な企画調整や普及指導員の資質向上の役割を担う。

(2) 農業革新支援専門員と普及指導員との連携

普及指導員を配置した組織は農業改良助長法第12条第2項各号に規定されている事務を実施する。また、普及指導員は農業改良助長法第8条第2項各号に規定されている事務を実施する。

全国レベルの調査研究組織への参画は農業革新支援専門員が主として行い、全国や海外の先進技術や優良事例についての情報収集に努める。

振興局(普及指導センター)の普及指導員は、日常の普及指導活動上、より専門的で高度な知識が必要となった場合は、農業革新支援専門員とともに課題解決方策の検討にあたる。

第6 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

農業大学校における研修教育は、「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」の展開方向である「次代を担う農業人材の確保・育成」に沿って、普及組織や試験研究機関、関係機関等と連携し、学生や社会人を含む幅広い世代の就農希望者の増加に資する研修教育内容の充実強化を図り、経営感覚に優れた農業経営者等、地域農業の担い手として育成する。

1 学生への研修教育の充実強化等

実践的な農業の技術力と経営力を備えた地域の担い手となる農業者等を育成することを目的として、栽培知識・技術の習得を基礎とした上で、以下の研修教育内容の充実・強化を図る。

(1) 学生の実践力が高まる研修教育の実施

学生の経歴等が多様化し、卒業後、雇用就農する学生が増加していることや、各地域での研修後就農の道が開かれた状況を踏まえ、農業経営に関するカリキュラムを中心に外部講師の活用や先進農業者等への派遣、模擬経営による経営管理能力の養成、就農後に必要となる資格取得の機会の提供など、実践重視の研修教育を行う。

また、みどりの食料システム戦略を踏まえ、環境負荷低減に資する生産技術に関する実践的な教育を基礎として、スマート農業技術並びに、GAPの実践を含む農畜産物輸出等の経営環境の変化に柔軟に対応しうる実践的・発展的な教育内容の充実強化を図るとともに、そのための機械・設備の導入や施設の整備

を進める。

(2) 指導職員の指導力向上

国や民間の農業経営教育機関が実施する研修等を活用し、資質の向上を図るとともに、普及指導員や試験研究機関、先進的な農業者、農業団体、流通業者等と連携し、積極的な情報収集や専門的な知識の習得、農業情勢の把握を行い、指導職員の資質の向上を図る。

また、農林技術開発センター研究員との連携によるプロジェクト学習の指導を強化するとともに、経営に関する民間の教育者や先進的な農業経営者、流通や最先端技術に関する専門家等の外部講師の活用を進める。

(3) 教育施設の高度化

スマート化・グリーン化に対応できる人と産業を育成する農林業の総合拠点として、本校と農林技術開発センターを一体的に整備するとともに、実習に用いる機械や施設のスマート化を図る。

2 学生への就農支援の取組等

学生にとっては、円滑な就農を促すため、振興局（普及指導センター）、市町、農業委員会、農業協同組合等から構成される地域就農支援センターと連携した就農相談を行うとともに、農業法人等については、就農情報の収集・提供、労働環境や経営状況等に鑑みた就農相談、学生とのマッチングやインターンシップを行う。

また、親元就農や研修後の新規参入を目指す学生を含めた就農予定者については、在学中から就農予定地を管轄する振興局と連携を図り、卒業後もスムーズな就農支援が受けられるよう情報共有して、卒業生の定期的なフォローアップを行う。

3 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

農業高校等の生徒へ農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、普及指導員や農業高校等と連携し、農業高校等の生徒に対する情報提供、出前授業、学校農業クラブ活動の支援、学校施設を活用した農業体験、農大学生のプロジェクト発表会への参加、連携プロジェクト等研修機会を提供する。

また、これらの活動を円滑に進めるとともに相互の指導力向上を図るため、指導職員と農業高校等教職員との交流・連携強化に努める。

4 農業大学校の学生以外の就農希望者に対する研修機会の提供及び研修の補完等

社会人を含む幅広い世代の就農希望者において、関係する地域就農支援センターやJA等研修機関との連携のもと、就農後に必要となる農業技術や知識、農業経営に係る研修、大型特殊免許を始めとする資格を習得できるよう研修の機会を提供する。

また、JA等研修機関や農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対しては、受入先の農業者や振興局（普及指導センター）との連携・役割分担を行い、必要に応じて研修の補完を行う。

5 新規就農者等に対する研修機会の提供

新規就農者が早い段階で安定した農業経営を行えるよう、地域就農支援センターやJA等研修機関と連携のもと、スマート農業技術やみどりの食料システム戦略を踏まえた環境保全型農業等の農業技術習得及び、経営発展を目的として経営管理能力等の向上を支援する研修の実施、大型特殊免許を始めとする資格取得の機会提供などに努める。

また、自営就農者の学び直しについても、同様の研修機会を新たに提供する。

6 先進的な農業者等による外部評価の実施

効果的な研修教育の展開のため、別に定める「長崎県立農業大学校評価実施要領」に基づき外部評価を実施するものとする。また、評価結果および教育計画への反映状況については、ホームページ等で公表するものとする。

第7 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

県民の農業に対する理解の増進及び将来にわたっての農業従事者の確保に資するよう、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、情報提供等の必要な協力を行うよう努める。

2 SDGs（持続可能な開発目標）への対応

協同農業普及事業の運営に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を推進する。